



くがに

自主・自立・共働・共助

◇◇安全意識の高揚◇◇ 重篤事故ゼロへの道



輝ける27年の幕開け 玉城青少年の家屋上より

会員の皆様新年あけましておめでとうございます。平成27年の新年を迎えるにあたりご挨拶を申上げます。会員の皆様のご家庭では希望に満ちたお正月を迎えられたことと思います。今年も健やかで幸多き年になります。

今年も「安全第一」

『丁寧な対応』でつながる会員増強・就業拡大



大湾政松理事長

挨拶及び確認の徹底

例えば、発注者の方と最初にお会いするときの挨拶、仕事内容の確認、仕事終了の挨拶とお礼は、

我らの使命

地域貢献

地域の生活応援隊
会員募集中
(公社) 南城市シルバー人材センター
電話 (098) 852-6655

公益社団法人
南城市シルバー人材センター
南城市玉城字富里167番地
電話 (098) 852-6655
ファックス (098) 852-6656
e-mail:nanjo@sjc.me.jp

しまジマ 散歩 パート11 佐敷字新里

字新里は、国道と県道沿いに家々が立ち並び、交通の便よく本年11月末日現在、世帯数352、人口、男476人、女472人、合計948人の静かなたづまいを形成する集落です。

県道を字親慶原方面へ向かう坂を登りつめると中城湾の絶景が一望できます。地形は、台地と小起伏の丘陵地及び低地に区分され、台地には赤土(島尻マジ)があり、新里ビラを境に南東の丘陵には火山灰の堆積(軽石)が見られます。西の小谷集落までの丘陵斜面には、森林があり、そこに棲む動植物類は千種は下らないと言われ、低地は肥沃(ジャーバル)な耕作地です。字百名の浜川原海岸に上陸したアマミキヨ族が、いくつか

会員の皆様新年あけましておめでとうございます。平成27年の新年を迎えるにあたりご挨拶を申上げます。会員の皆様のご家庭では希望に満ちたお正月を迎えられたことと思います。今年も健やかで幸多き年になります。

今年も「安全第一」

年でありますよう祈念申し上げます。さて、南城市シルバー人材センターでは、昨年、会員皆様の安全意識の高揚により、おかげで重篤事故が皆無で大過ない1年であったと思

ます。新年的スタートに会員増強についてお話をさせていただきました。新年のスタートにあたり、就業開拓と会員増強についてお話をさせていただきました。従って、仕事を立てる物事を考えた

ことはできました。今年も更に地域に喜ばれる地域貢献活動に取り組んでまいります。一方、市内の人

材センター会員の評判が市民の皆様に伝わり、就業開拓と会員増強につながるものと考えます。

次に、会員及び事務局職員の尽力によることです。誠に喜ばれることです。今年も右肩上がりで伸びるようになります。誠に喜ばれることです。今年も着実な進展が図られることになります。

これが協力と御尽力をいたいと思います。今年も更に地域に喜ばれる地域貢献活動に取り組んでまいります。一方、市内の人材センター会員の評判が市民の皆様に伝わり、就業開拓と会員増強につながるものと考えます。

が明らかになりました。調査の結果、次の事柄を見てと答えた会員が60%を占め、会員拡大に

足していると答えており、活動に満足います。

3 入会してよかつたかとは(重複回答)

95%の会員が入会に満足していることがわかりました。

2 入会してよかつたかとは(重複回答)

95%の会員が入会に満足していることがわかりました。

1 入会の動機友人、知人からの紹介やシルバーの就業を見たと答えた会員が60%を占め、会員拡大に

本年度初めて実施されました。会員の意識調査の結果、次の事柄が明らかになりました。

友人、知人からの紹介やシルバーの就業を見たと答えた会員が60%を占め、会員拡大に

足していると答えており、活動に満足います。

足していると答えており、活動に満足します。

足していると答えており、活動に満足します。

羊年が明けました。羊は、沖縄では山羊(ヒヤー)に比べ馴染みは薄いが、昔から羊毛は衣服等に、肉は食用として利用され、人間生活に大きくかかわってきました。また、羊は大人しく争うと言われた時や仲間となり今後の検討課題です。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

たことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

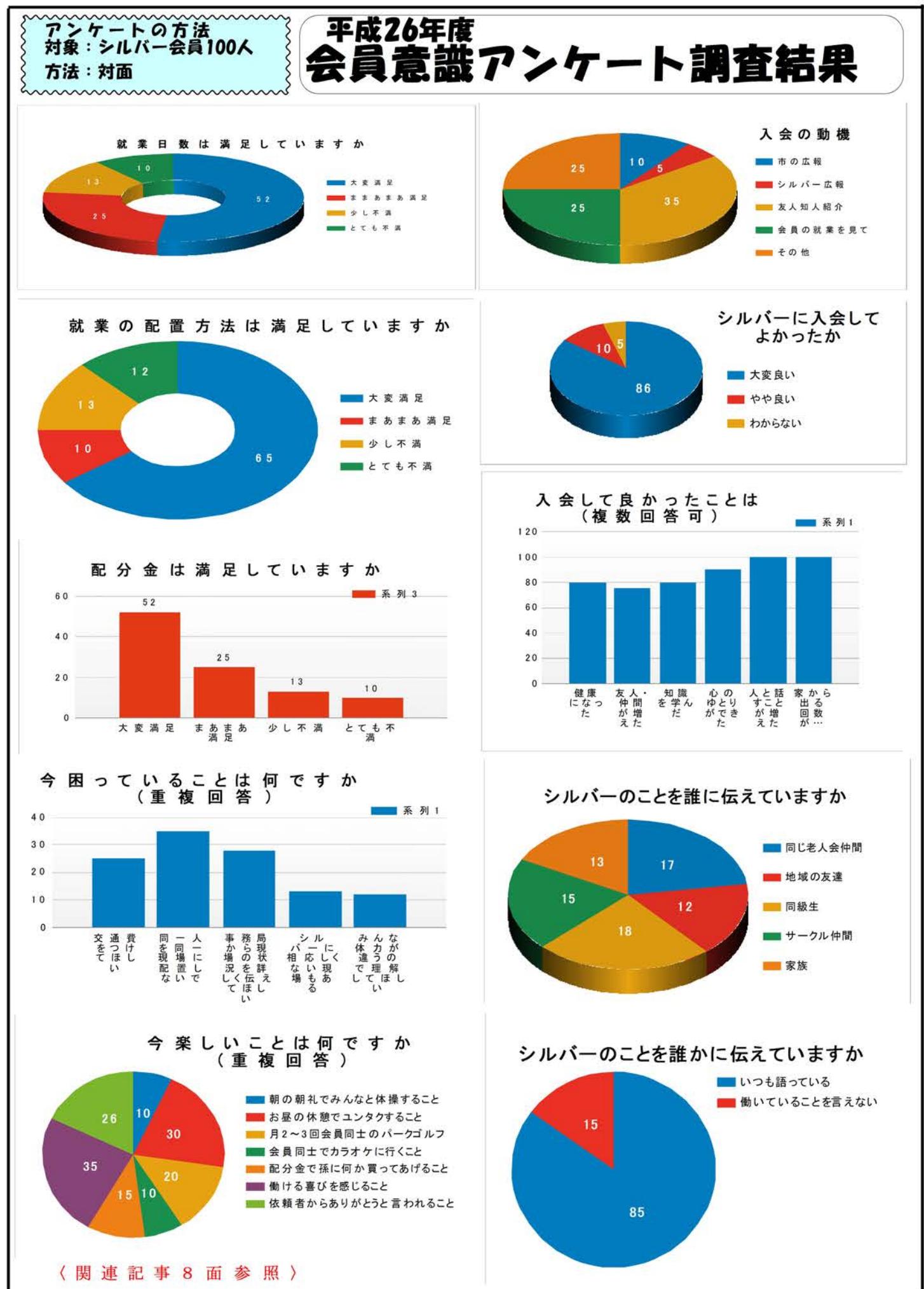
社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。

社会参加、健康、知識、仲間が増えたなど入会により積極的になつたことが伺えます。



活動の効果的推進を図るために平成26年10月23日第4回理事会において、専門委員会設置要綱を次のとおり決定、同日から施行されました。

公益社団法人南城市シルバー人材センター専門委員会設置要綱

（目的）
第一条 この要綱は、公益社団法人南城市シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）活動の効果的推進を図るため、人材センターに専門委員会を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。（構成）

（構成）
第二条 専門委員会の構成及び所掌事務は、次のことおりとする。

- (1) 組織運営、財政運営に関する事項
- (2) 安全・適正就業、業務拡大委員会
- (3) 会員の技術技能に関する事項
- (4) 自主事業の企画及び推進に関する事項
- (5) 会員拡大及び就業開拓に関する事項
- (6) その他、理事長から開拓に関する事項

（委員）

2 第5条 専門委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
2. 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

2. 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2. 委員長は、委員長及び副委員長を補佐し、委員長に事務を代理する。

2. 専門委員会は、必要

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （専門委員会の開催）
- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委員には、次の方々が委嘱されました。（敬称略）

専門委員会委員

- （組織運営、財政運営に関する事項）
- （会員の技術技能に関する事項）
- （会員拡大及び就業開拓に関する事項）
- （その他、理事長から開拓に関する事項）

（委員）

2 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 専門委員会は、必要

（報告等）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会活動の状況を理事長及び理事に報告し、その承認を得なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定められたものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附則

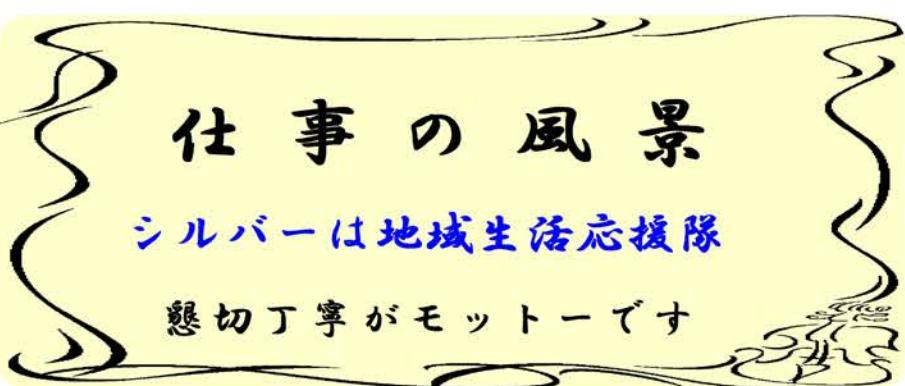
この要綱は、平成26年10月23日から施行する。専門委員会の委



農機具の修理中



種苗店での就業



← 街路の植栽手入れ作業にもていねいに



植栽の固定作業



← ジャガイモ袋詰め仕分け作業



コツコツとタイルの張替補修



エコセンターの説明をする川平さん



溶接加工の高度な技術もOKです



集めた塵もきれいに清掃



道路の清掃も怠りなく頑張る会員さんたち